

計量国語学会会費に関する細則

制定 2016.10.12.
全面改正 2018.9.29.
一部改正 2024.9.28.

(入会金)

第1条 本会の入会金は1,000円とする。

2 団体会員は入会金の納入義務を負わない。

(会費年額)

第2条 本会の会費年額は以下の通りとする。

- 一 一般会員 5,000円
- 二 学生会員 3,000円
- 三 団体会員 9,000円

2 一般会員および学生会員のうち、印刷版機関誌の配布を受けることを希望する者は、上記会費に3,000円を加えた額を納入する。

(学生会員会費の適用)

第3条 計量国語学会会則第5条の三に定める通り、当該年度の開始時点において、大学・大学院等、高等教育機関の正規の学生資格を有する者のうち、学生会員として入会を希望する者、また、一般会員から学生会員に会員種別を変更しようとする者には、学生会員会費を適用することができる。

2 学生会員会費の適用を受けようとする者は、当該年度において有効性を持つ学生証(等)のコピーを事務局に提出する。

3 学生会員会費は、前納できない。

(会費の免除)

第4条 理事会が承認した場合に限り、会員に対して会費の納入を免除することができる。

2 会費の免除を行う場合は、事前に会員に対して告知しなければならない。

(入会金・会費の変更)

第5条 入会金および会費年額は理事会での承認がなければ変更できない。

附則[2016.10.12] この細則は、2017年4月1日から適用する。

附則[2018.9.29] 改正細則は、2018年10月1日から適用する。

附則[2024.09.28] 改正細則は、2025年4月1日から適用する。